

# 第 2 回 定時株主総会 招集ご通知

**開催日時** 2020 年 3 月 30 日 (月曜日)  
午前11時

**開催場所** 富山市城北町 2 番36号  
本社東館 2 階会議室

**決議事項**

- 第 1 号議案 定款一部変更の件
- 第 2 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件
- 第 3 号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第 4 号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第 5 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第 6 号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

《新型コロナウイルスによる感染症への対応に関するお知らせ》

新型コロナウイルス感染症への対応として、本株主総会会場におきましては、開催日現在の状況に応じ、アルコール消毒液の設置など感染予防のための措置を講じてまいります。また、当社運営スタッフはマスク着用にてご対応させていただく場合がございます。  
株主総会にご出席される株主の皆さまにおかれましても、開催日当日までのご自身の健康状態にもご留意いただき、マスク着用などの感染予防にご配慮の上、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

## 目 次

第2回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	2
連結計算書類	20
計算書類	29
監査報告	34
議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類	38

2020年3月13日

株主の皆さまへ

富山市城北町2番36号  
日本海ガス絆ホールディングス株式会社  
取締役社長 新田 八朗

## 第2回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第2回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」をご検討くださいますと、同封の委任状用紙に賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年3月30日（月曜日） 午前11時
2. 場 所 富山市城北町2番36号 本社東館2階会議室
3. 目的事項  
報告事項

1. 第2期（2019年1月1日から2019年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第2期（2019年1月1日から2019年12月31日まで）計算書類報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件  
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件  
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件  
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件  
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

議案の概要は、後記「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」に記載のとおりであります。

以 上

- ~~~~~
- （その他）・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出ください。  
・当社ウェブサイト（<https://hd.ngas.co.jp>）においても、本通知を公開しております。  
なお、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合には、その旨を同ウェブサイトに掲載させていただきます。

〔提供書面〕

## 事業報告

(2019年1月1日から  
2019年12月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、相次ぐ自然災害や消費税率引き上げなど景気の下押し要因はあったものの、政府の経済政策や日銀による大規模な金融緩和の継続等により、企業収益や雇用環境の改善が内需、個人消費を下支えし、設備投資も底堅く推移するなど、全体として緩やかな回復基調で推移いたしました。その一方で、米中間の貿易摩擦の長期化、英国のEU離脱問題や地政学的リスク等の影響などグローバル経済の減速懸念を背景に、製造業を中心に生産と投資が弱含み、先行き不透明な状況が継続しております。

エネルギー業界では、自然災害が頻発、激甚化する中、広域停電などの大きな被害も発生したため、安全基準の見直しやエネルギーの供給源と供給ルートの分散化・多重化、老朽インフラの計画的更新などへの社会的要請が高まっております。このため政府は、エネルギーサプライチェーンや交通ネットワークなどの国民経済・生活を支える重要インフラが災害時にも機能を維持できるよう、ソフト・ハード両面から国土強靱化と防災・減災対策を加速させています。

このような事業環境の下、日本海ガス絆ホールディングスグループ（以下、当社グループ）では、経年管入替を中心とした導管網の強靱化、工業用の用途における天然ガスへの燃料転換、持続可能な自立・分散型エネルギーシステムの拡販、ICTを活用したお客さまサービスの強化などに努めると共に、2019年1月からスタートしたグループ中期経営計画に基づき、既存事業における各事業会社の役割の見直しと、それに伴う実行体制の整備に取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高は259億6千8百万円（前連結会計年度比4.3%増）、営業利益は9億8千4百万円（前連結会計年度比8.0%増）、経常利益は11億1千7百万円（前連結会計年度比11.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は7億1千7百万円（前連結会計年度比4.6%増）となりました。

事業セグメント別の概況は次のとおりであります。

### **ガス及びLPG事業**

当連結会計年度末における都市ガスお客さま戸数は、新規住宅着工戸数が前連結会計年度と比較して減少傾向にある中、開発営業に注力し、新規に929戸開発いたしました。空家の増加や他エネルギーとの競合等により、前連結会計年度末に比べ533戸減少し、61,448戸となりました。

一方、LPGガスお客さま戸数は、新規に1,273戸開発いたしました。その結果、前連結会計年度末に比べ168戸増加し、36,073戸となりました。

都市ガスとLPGガスを合わせたお客さま戸数は、97,521戸となり、前連結会計年度末に比べ365戸減少いたしました。

都市ガスの販売量は、家庭用が、お客さま戸数の減少が主な要因となり減少いたしました。工業用におきましては、新規開発や既存設備の燃料転換、生産ラインの稼働率の上昇等により増加いたしました。その結果、総販売量は前連結会計年度に比べ5.4%増の121,972千 $\text{m}^3$ となりました。これを小売の用途別にみますと、家庭用は、前連結会計年度に比べ1.5%減の14,564千 $\text{m}^3$ 、商業用は、1.1%減の8,414千 $\text{m}^3$ 、工業用は、8.2%増の80,928千 $\text{m}^3$ 、その他用は、11.1%減の8,782千 $\text{m}^3$ となりました。卸売は新規大口お客さまの開発により、前連結会計年度に比べ19.0%増の9,283千 $\text{m}^3$ となりました。

LPGガスの総販売量は前連結会計年度に比べ0.7%減の44,479トンとなりました。これを小売の用途別にみますと、家庭用は、前連結会計年度に比べ0.7%増の6,988トン、商業用は、2.7%減の5,344トン、工業用は、0.1%増の21,466トン、その他用は、0.4%増の2,757トンとなりました。卸売は前連結会計年度に比べ3.1%減の7,922トンとなりました。

その結果、ガス及びLPG事業の売上高は176億2千4百万円となり、前連結会計年度に比べ3億9千7百万円増加いたしました。

### **工事及び機器販売事業**

ガス機器の販売につきましては、年間を通して最新ガス機器や環境配慮型機器の商品PR及び販売強化を図ってまいりました。具体的には、日本海ガスとモット日本海ガスが共同してショールームPregoやショッピングセンター等で経年機器取替促進イベントを開催し、取替促進を図りました。また、秋には「第58回ガス展」を1ヶ月間ロングラン開催するなど、多彩な集客イベントを展開いたしました。

その結果、工事及び機器販売事業の売上高は20億8千9百万円となり、前連結会計年度に比べ4千9百万円の増加となりました。

### **設備工事業**

主にガス導管工事の増加により、設備工事業の売上高は16億3千万円となり、前連結会計年度に比べ、3億3千2百万円の増加となりました。

## 建築設備事業

空調機器の売上増加により、建築設備事業の売上高は、58億9千万円となり、前連結会計年度に比べ、5億5百万円の増加となりました。

## その他事業

石油類の売上減少により、その他事業の売上高は、11億7千4百万円となり、前連結会計年度に比べ3百万円の減少となりました。

## 企業集団の事業セグメント別売上高

事業の種類別セグメントの名称	売上高	構成比
ガス及びLPG事業	17,624 <sup>百万円</sup>	62.0%
工事及び機器販売事業	2,089	7.4
設備工事事業	1,630	5.8
建築設備事業	5,890	20.7
その他事業	1,174	4.1
合計	28,409	100.0
セグメント間取引消去	(2,441)	—
連結	25,968	—

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

### ② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は、14億6千9百万円となり、その主なものは都市ガス及びLPGガスのガス導管布設工事であります。

### ③ 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達の状況につきましては、特記すべき事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の損益及び財産の状況

区 分	2016年度 (第98期)	2017年度 (第99期)	2018年度 (第1期)	2019年度 (当連結会計年度) (第2期)
売 上 高	千円 21,543,640	千円 22,781,878	千円 24,906,815	千円 25,968,491
経 常 利 益	千円 687,031	千円 812,086	千円 1,004,584	千円 1,117,984
親会社株主に帰属する 当期純利益	千円 478,816	千円 581,003	千円 685,664	千円 717,264
1株当たり当期純利益	円 44.01	円 53.41	円 63.03	円 65.94
総 資 産	千円 29,889,982	千円 30,111,080	千円 30,365,769	千円 31,902,371
純 資 産	千円 14,643,740	千円 15,836,801	千円 16,339,702	千円 18,121,958

### ■ 売上高



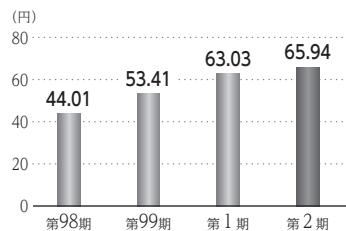
### ■ 経常利益



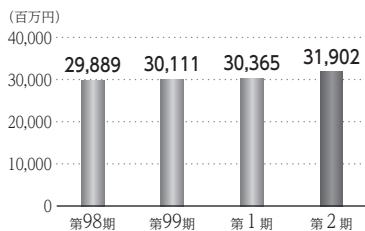
### ■ 親会社株主に帰属する当期純利益



### ■ 1株当たり当期純利益



### ■ 総資産



### ■ 純資産



(注) 参考として第98期及び第99期の日本海ガス株式会社の連結会計年度における数値を記載しております。

### (3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
日 本 海 ガ ス 株 式 会 社	千円 100,000	% 100.0	ガス事業 液化天然ガス・液化石油ガス及びそ の他高圧ガスの製造、供給、販売 ガス機器の製作、販売及び賃貸 建築工事、土木工事、管工事の設計、 施工及び監理 空調、冷暖房、厨房、浴槽、衛生等 の設備機器の製作、販売、修理及び 賃貸
株 式 会 社 サ プ ラ	49,750	100.0	冷暖房空調設備の設計並びに販売・ 保守 管工事の設計・施工 土木・電気工事の設計・施工・請負
株 式 会 社 モ ッ ト 日 本 海 ガ ス	30,000	100.0	住宅設備の設計・施工及び機器の販 売・修理 ガス料金の収納・開閉栓・点検など の業務の請負 車両・OA機器などのリース・割賦 販売 損害保険代理店業 不動産の賃貸・管理
株 式 会 社 テ ル サ ウ ェ イ ズ	30,000	100.0	一般貨物自動車運送事業 天然ガスの配送・充填 液化石油ガス充填所の保安管理など の業務の請負
株 式 会 社 G ・ テ ッ ク	29,000	40.3	都市ガス・LPガス供給設備の設 計・施工 水道工事・消雪設備の設計・施工 土木・建設工事の設計・施工

(注) 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりです。

特定完全子会社の名称	特定完全子会社の住所	特定完全子会社の株式 の帳簿価額の合計額	当社の総資産額
日本海ガス株式会社	富山県富山市城北町2番36号	9,662,905千円	15,023,221千円

#### (4) 対処すべき課題

2020年は3か年のグループ中期経営計画の2年目となり、取り組みを形にする中核の年になります。激変する市場環境の中で、グループ各社の役割分担を活かしつつ、グループが持続的な成長を遂げていくために、以下の5点を強化すべき経営課題として認識し、着実に取り組んでまいります。

##### ①エネルギーセキュリティーの確保

わが国では、今後も大きな自然災害は避けられないと想定されており、中でも政府の地震調査研究推進本部は、南海トラフ地震や首都直下地震などの大規模地震が、今後30年以内に70%の確率で発生するという極めて高い数字を公表しています。このため、ライフラインを担う企業集団として経年管の計画的入替を中心に導管網の強靱化を推進すると共に、大規模災害時のBCP機能を高めるため、再生可能エネルギーの活用による持続可能な自立・分散型エネルギーシステムの拡販、保安対策の充実と暮らしサポートサービスの拡大など、ガスの供給から消費に至るまでの全ての段階においてお客さまの安全・安心の確保に努めてまいります。

##### ②環境問題への対応

当社グループは、事業活動を通じて公益的使命と社会的責任を果たすことを経営の基本に置いており、地球にやさしい環境づくりに貢献する総合エネルギーグループを目指すことを経営理念に定めております。中核の都市ガス事業では、化石燃料の中で最も環境負荷の少ない天然ガスを軸に低炭素社会の実現に努めておりますが、近年、世界的に脱炭素化の流れが強まっており、より高いレベルでの環境負荷低減への取り組みが求められております。

これを受け、当社グループでは、自らの事業活動におけるエネルギー使用の効率化や廃棄物の削減に努めると共に、お客さまのエネルギー使用を効率化するエネルギーマネジメント提案の推進、水素社会実現に資する家庭用燃料電池エネファームの拡販、さらには脱炭素化に資する新たな技術の導入などに努めてまいります。また、SDGs未来都市に選ばれた地元自治体をはじめ、関係するステークホルダーとも連携し、エネルギーセキュリティーの確保とお客さま先における二酸化炭素排出量削減に積極的に取り組んでまいります。

##### ③付加価値サービスの創出

自由化が進展する中であって、エネルギーをデータ化しそのデータを活用して様々なビジネスに繋げる「エネルギーのデジタル化」が飛躍的に進展しております。このため、当社グループにおいても、デジタル技術を活用しお客さま一人ひとりに合った最適なサービスを創出することが成長戦略に欠かせなくなっております。競争軸の変化に注視しながら、お客さまを起点とする新たな付加価値サービスの提供を通じ、お客さまとの関係の深化に努めてまいります。

#### ④グループ経営基盤の強化

当社グループを取り巻く事業環境変化に迅速に対応し、エネルギー自由化時代に適した生産性の高いグループ経営基盤を構築するために、機動的な組織の再編と業務プロセスの改善によってグループ間シナジーの創出を進めてまいります。今後も、子会社、関連会社との連携を緊密に保ち、収益性改善を進めると共に、アライアンス、M&Aなどにより事業領域の拡大にも取り組んでまいります。

#### ⑤優秀な人材の確保と育成

自由化の進展に伴う競争激化やお客さまサービスの進化に伴い、先進のノウハウを有した人材確保と育成が必要と考えております。事業方針に連動した目標管理制度やキャリア形成支援などに加え、外部の知見を活用しながら、業務に関する専門的スキルを身に付けるための社員研修を強化してまいります。

また、ICTを活用し労働生産性の向上を図ると共に、心と体の健康管理や年次有給休暇の取得促進など福利厚生の充実を通じ、働きやすい職場環境の整備にも取り組んでまいります。

#### (5) 主要な事業内容 (2019年12月31日現在)

事業内容	主要な商品・製品・役務
ガス及びLPG事業	都市ガス・LPガスの製造、供給及び販売等
工事及び機器販売事業	ガス工事の請負、ガス機器等の販売及び修理等
設備工事事業	ガス及び水道工事、消雪工事、ガス発生装置等の保守及び改修等
建築設備事業	空調給排水衛生設備工事、建築工事、大工工事、内装工事等の設計、施工及び監理等
その他事業	高圧ガス及び石油製品等の販売、液化石油ガス等の輸送、一般貨物運送、リース、損害保険代理業、不動産の賃貸及び管理等

(6) 主要な事業所 (2019年12月31日現在)

事業部門	主要な事業所	
当 社	本 社	富山市城北町
日 本 海 ガ ス 株 式 会 社	本 社	富山市城北町
	支 社	西部支社：射水市作道 金沢支社：金沢市松島
	営 業 所	高岡営業所：高岡市下伏間江 砺波営業所：砺波市宮丸 新川営業所：黒部市三日市 七尾営業所：七尾市万行町
	工 場	岩瀬工場：富山市上野新町
	ショールーム	ショールームPrego：富山市黒崎
株 式 会 社 サ プ ラ	本 社	富山市黒崎
	支 店	福井支店：福井市泉田町
	営 業 所	金沢営業所：金沢市森戸 松本営業所：松本市村井町南 長野営業所：長野市妻科
	事 業 所	今市事業所：富山市今市
株 式 会 社 モ ッ ト 日 本 海 ガ ス	本 社	富山市清水町
	事 業 所	北店：富山市上野新町 東店：富山市清水町 南店：富山市黒瀬北町
株 式 会 社 テ ル サ ウ ェ イ ズ	本 社	富山市中大久保
	営 業 所	岩瀬営業所：富山市上野新町 高岡営業所：高岡市内免
株 式 会 社 G ・ テ ッ ク	本 社	富山市上野新町

(7) 使用人の状況 (2019年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前期末比増減
ガス及びLPガス事業	224 (22)名	8 (2)名
工事及び機器販売事業	57 (2)	△18 (0)
設備工事事業	39 (4)	25 (4)
建築設備事業	131 (4)	4 (△1)
その他事業	50 (3)	△2 (2)
全社 (共通)	50 (6)	3 (2)
合計	551 (41)	20 (9)

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時使用人数は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。  
2. 全社 (共通) として記載されている使用人は、管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
38 (3) 名	8 (2) 名	43.8歳	18.8年

- (注) 1. 平均勤続年数は、出向元会社での勤続年数を通算しております。  
2. 使用人数は就業人員であり、臨時使用人数は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2019年12月31日現在)

借入先	借入額	残高
株式会社日本政策投資銀行		1,759,000千円
株式会社北陸銀行		1,486,004
株式会社富山銀行		1,139,744
株式会社富山第一銀行		839,376

## 2. 会社の状況

### (1) 株式の状況 (2019年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 32,000,000株
- ② 発行済株式の総数 11,000,000株  
(うち自己株式数 123,408株)
- ③ 株主数 602名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
ガ ス カ ン パ ニ ー 社 員 持 株 会	1,003 <sup>千株</sup>	9.22 <sup>%</sup>
新 田 八 朗	554	5.09
株 式 会 社 北 陸 銀 行	530	4.87
株 式 会 社 富 山 銀 行	507	4.66
北 日 本 放 送 株 式 会 社	387	3.55
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	368	3.38
ほ く ほ く キ ャ ピ タ ル 株 式 会 社	361	3.32
株 式 会 社 富 山 第 一 銀 行	356	3.27
株 式 会 社 イ ン テ ッ ク	305	2.81
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	247	2.27

(注) 持株比率は自己株式123,408株を控除して計算しております。

## (2) 会社役員 の 状況

### ① 取締役及び監査役の状況 (2019年12月31日現在)

氏 名	会社における地位	担当及び重要な兼職の状況
新田 八朗	※ 取締役 社長	日本海ガス株式会社 代表取締役社長
岩永 史人	※ 取締役 副社長	社長補佐、コンプライアンス担当 日本海ガス株式会社 代表取締役副社長
武内 繁和	取 締 役	武内プレス工業株式会社 代表取締役社長
菅野 克志	取 締 役	高岡ガス株式会社 代表取締役社長
横山 哲夫	取 締 役	
五十嵐 博明	取 締 役	株式会社サプラ 代表取締役社長
猛尾 真次	取 締 役	株式会社サプラ 代表取締役専務
土屋 誠	取 締 役	エネシップ株式会社 代表取締役社長
宮本 行将	取 締 役	
平田 純一	取 締 役	経営管理部長
市川 伸彦	常 勤 監 査 役	
細川 泰郎	監 査 役	細川機業株式会社 代表取締役社長
麦野 英順	監 査 役	株式会社北陸銀行 代表取締役会長 株式会社ほくほくフィナンシャルグループ 取締役
村田 諭	監 査 役	日本海ガス株式会社 監査役 株式会社サプラ 監査役

(注) 1. ※印は、代表取締役であります。

2. 取締役武内繁和、菅野克志、横山哲夫の各氏は社外取締役であります。

3. 常勤監査役市川伸彦、監査役細川泰郎、麦野英順の各氏は社外監査役であります。

4. 常勤監査役市川伸彦、監査役麦野英順、村田諭の各氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

- ・常勤監査役市川伸彦氏、監査役麦野英順氏は金融機関での長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- ・監査役村田諭氏は、長年にわたり当社グループの経理部に在籍し、経理・財務業務に携わってきた経験があります。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役分)	10名 (3名)	162,326千円 (4,560千円)
監 査 役 (うち社外監査役分)	4名 (3名)	31,280千円 (17,160千円)
合 計 (うち社外役員)	14名 (6名)	193,606千円 (21,720千円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2019年3月28日開催の第1回定時株主総会において年額240百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、2019年3月28日開催の第1回定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

i. 社外取締役 武内繁和氏

同氏は、武内プレス工業株式会社の代表取締役社長を兼務しております。

なお、当社の連結子会社である日本海ガス株式会社は同社へLPGガスの販売等を行っております。

当期中に開催した取締役会6回のうち5回に出席し、包装容器製造業の経営者としての豊富な経験に基づく高い見識から、取締役会において、適宜適切な発言を行っております。

ii. 社外取締役 菅野克志氏

同氏は、高岡ガス株式会社の代表取締役社長を兼務しております。

なお、当社の連結子会社である日本海ガス株式会社は同社へ都市ガスの卸売等を行っております。

当期中に開催した取締役会6回の全てに出席し、ガス事業の経営者としての豊富な経験に基づく高い見識から、取締役会において、適宜適切な発言を行っております。

iii. 社外取締役 横山哲夫氏

同氏は、当期中に開催した取締役会6回の全てに出席し、放送業界の経営者としての豊富な経験に基づく高い見識から、取締役会において、適宜適切な発言を行っております。

iv. 社外監査役 市川伸彦氏

同氏は、株式会社日本政策投資銀行の出身であります。

なお、同行は当社の大株主であり、当社の連結子会社である日本海ガス株式会社は同行との間に資金の借入等の取引関係があります。

当期中に開催した取締役会6回の全てに、また、監査役会3回の全てに出席し、金融業界での豊富な経験に基づく高い見識から、取締役会及び監査役会において、適宜適切な発言を行っております。

v. 社外監査役 細川泰郎氏

同氏は、細川機業株式会社の代表取締役社長を兼務しております。

なお、当社の連結子会社である日本海ガス株式会社は同社へLPGガスの販売等を行っております。

当期中に開催した取締役会6回のうち5回に、また、監査役会3回うち2回に出席し、繊維事業の経営者としての豊富な経験に基づく高い見識から、取締役会及び監査役会において、適宜適切な発言を行っております。

vi. 社外監査役 麦野英順氏

同氏は、株式会社北陸銀行の代表取締役会長を兼務しております。

なお、同行は当社の大株主であり、当社の連結子会社である日本海ガス株式会社は同行との間に資金の借入等の取引関係があります。当期中に開催した取締役会6回のうち4回に、また、監査役会3回のうち2回に出席し、金融機関の経営者としての豊富な経験に基づく高い見識から、取締役会及び監査役会において、適宜適切な発言を行っております。

### (3) 会計監査人の状況

- ① 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人
- ② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	11,000千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	14,300千円

(注) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、会計監査人の会計監査計画の監査日数や内容などを検討し、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条の同意を行っております。

#### ③ 非監査業務の内容

当社子会社である日本海ガス株式会社は、会計監査人に対して、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき作成した託送収支計算書に関して、合意された手続業務を非監査業務として委託しております。

#### ④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があり、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障があると判断したときには、会社法第340条の規定により監査役全員の同意に基づき、会計監査人の解任を決定いたします。

また、そのほか会計監査人であることにつき支障があると判断されるときには、株主総会に提出する解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

#### (4) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(業務の適正を確保するための体制についての決定内容)

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社及び当社グループの業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）の決定内容は以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務執行が法令・定款等に適合することを確保するための体制
  - i. 当社グループにおけるコンプライアンス体制の基盤として「日本海ガススタンダード」を遵守する。
  - ii. 取締役会の経営意思決定機能と監督機能を強化するため、適正な数の社外取締役を選任する。
  - iii. 取締役会は「取締役会規程」に基づき、当社及び当社グループにおける内部統制の整備に係る基本方針を決定する。
  - iv. 代表取締役は、取締役会が決定した基本方針に基づき、内部統制を整備する役割と責任を負う。
  - v. 取締役は、当社及び当社グループの経営に重大な影響を及ぼす事項を発見した場合には、遅滞なく取締役会及び監査役に報告する。
  - vi. 取締役の職務執行に対し、監査役が監査役会の定めた「監査役監査基準」に基づき監査する体制とする。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役の職務の執行に係る情報（取締役会議事録、経営会議議事録、稟議書等）については、「文書管理規程」及び「情報セキュリティ基本規程」に基づき、その保存媒体に応じて、適切かつ確実に保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
- ③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - i. 取締役会は、法令、定款及び「取締役会規程」が定める取締役会付議事項を決議する。また事前審議を要する事項、その他経営に係わる重要事項については、「経営会議」を原則として毎月開催するほか、必要に応じて適宜開催し審議する。
  - ii. 取締役会の決定に基づく業務執行については、「職務権限規程」において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定める。
  - iii. 代表取締役は、「取締役会規程」の定めに従い、業務執行の状況を取締役に報告する。
  - iv. 取締役会は、「中期経営計画」を策定し、それに基づく主要経営目標を設定する。併せて年度毎の部門別・関係会社別目標を設定し、実績を管理することにより、効率的かつ効果的な取締役の職務執行を確保する。

- ④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- i. 取締役会は「危機管理規程」を定め、業務執行に係る重要リスクとして「経営が関与すべき重要リスク」を特定する。また、取締役会は毎年、「経営が関与すべき重要リスク」を見直す。
  - ii. 投資、出資、融資、及び債務保証に関する案件に対しては、中核的事業会社である日本海ガス株式会社の「投資委員会」において採算性及びリスク評価を行い、その結果を踏まえて経営会議もしくは取締役会に付議する。
  - iii. 非常災害、製造設備・供給設備等の支障等の不測の事態が発生した場合には、「危機管理規程」に従い所定の体制を整備し、迅速かつ適切な対応を図る。
  - iv. 部門、関係会社が、業務遂行に伴うリスクを自ら把握し、対応策を自ら策定・実施しリスクを管理する体制とすると共に、内部監査の実施により未然に損失の発生を防止する。
  - v. 個人情報保護に関して、関連規程を制定しその実践・遵守の体制を整備する。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令・定款・その他のルールに適合することを確保するための体制
- i. 使用人は「職務規程」「職務分掌規程」「職務権限規程」に基づき適切に職務を執行する。なお、重要な職務の執行については「経営会議」において審議または報告し、適宜取締役会に報告する。
  - ii. 使用人の職務執行における法令、定款等の遵守を確保するため監査室を置く。監査室は「内部監査規程」及び「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンスを含む業務全般の内部監査を実施し、結果を経営会議及び監査役に報告する。
  - iii. 適宜、コンプライアンス研修会を実施し、コンプライアンスの周知を徹底する。また、法令・定款違反その他コンプライアンスに関する疑義のある行為等についての相談窓口として「コンプライアンスデスク」を設置する。
- ⑥ 関係会社を含む企業集団における業務の適正を確保するための体制
- i. 「関係会社管理規程」を定め、取締役が関係会社の株主権行使に関する事項等重要事項についての承認、報告受領等を通じて関係会社の管理を行う体制とする。
  - ii. 関係会社に明確な経営目標を設定し、その進捗度・達成度を定量的・定性的に評価する業績管理を行う。
  - iii. 関係会社が、当社の管理その他の点で、法令・定款違反その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、監査室等当社の適切な部門へ報告する体制とする。また、上記問題に対し、関係会社取締役及び関係会社監査役は善良なる管理者としての注意義務を負う。
  - iv. 取締役が、関係会社において、法令・定款違反その他コンプライアンスにかかわる重要な事項を発見した場合には、遅滞無く経営会議及び監査役に報告する。

- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
  - i. 監査役を補佐するため、必要に応じて業務執行から独立した専任者を置く。
  - ii. 専任者は、当該監査役の指揮命令のみに従い、当社及び関係会社の取締役等の指揮命令を受けないものとする。
- ⑧ 取締役及び使用人並びに関係会社の取締役、使用人等が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制、及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - i. 監査役が、監査役の職務の執行に必要な事項に関して随時、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる体制とする。
  - ii. 監査役が、随時、取締役と意見交換の機会を持つこと、重要な会議へ出席し必要がある場合と認めるときに適法性等の観点から意見を述べること及び重要情報に関する情報を入手できることを保証する。
  - iii. 関係会社の取締役及び使用人は、当社及び当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実、取締役の職務執行に関して不正行為、法令・定款に違反する重大な事実等があった場合には、速やかに監査役にその内容を報告する。
  - iv. 監査役が、会計監査人、関係会社監査役、監査室と連携することにより、監査の実効性を確保できる体制とする。
- ⑨ 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
  - i. 監査役に報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制として、「内部公益通報者保護規程」により通報者の保護について整備する。
  - ii. 「内部公益通報者保護規程」において、監査室及び弁護士を内部通報の窓口として設定する。
- ⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況  
取締役及び使用人は、市民生活の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会生活の発展を妨げる反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨むと共に、警察や弁護士と連携して組織的に対応する。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当社グループにおける業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

- ① 当社は、取締役会を6回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事実を決定し、経営業績の分析・対策・評価を検討すると共に法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。
- ② 当社は、経営会議を毎月1回定期的に開催し、業務執行に関し迅速かつ適切な意思決定をし、機動力のある経営を確保いたしました。
- ③ 監査室は、「内部監査規程」に基づき、当社及びグループ会社の業務全般の内部監査を計画的に実施し、その結果を経営会議及び監査役に報告すると共に、業務上の不備が認められた場合は、被監査部署に対して業務改善の実施を指示いたしました。
- ④ 監査室は、当社及び当社グループの全役職員を対象にハラスメント行為の防止を目的としたeラーニングによる研修を実施し、コンプライアンス意識の向上に努めました。
- ⑤ 監査室は、当社及び当社グループの全役職員から法令・定款違反その他コンプライアンスに関する疑義のある行為について、随時、相談を受付し、コンプライアンス上問題があると認められた場合は、関係会社取締役及び関係会社監査役に報告すると共に、取締役会に報告いたしました。
- ⑥ 当社及び当社グループは、同業他社と合同で大規模地震によるガス供給停止発生時の受援体制について訓練を実施いたしました。
- ⑦ 当社及び当社グループは、お客さまの個人情報や取り扱う各種情報が適正に取り扱われるようネットワーク監視ソフトによるモニタリングを継続して実施するなどのリスク対策を講じてまいりました。

#### (5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は定款第38条に定める会社法第459条第1項の規定により取締役会に与えられた権限の行使に関しましては、財務の健全性・安定性・効率性を勘案しつつ、柔軟かつ機動的な資本政策実施の観点から行使していく方針であります。なお、自己の株式の取得については、業績や戦略的な投資の環境等を総合的に判断したうえで、適切に対応してまいります。

## 連結貸借対照表

(2019年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部	負 債 の 部	
<b>固 定 資 産</b> <b>有 形 固 定 資 産</b> 製 造 設 備 供 給 設 備 業 務 設 備 そ の 他 の 事 業 設 備 建 設 仮 勘 定 <b>無 形 固 定 資 産</b> そ の 他 の 無 形 固 定 資 産 <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> 投 資 有 価 証 券 長 期 貸 付 金 繰 延 税 金 資 産 そ の 他 の 投 資 貸 倒 引 当 金 <b>流 動 資 産</b> 現 金 及 び 預 金 受 取 手 形 及 び 売 掛 金 商 品 及 び 製 品 仕 掛 品 原 材 料 及 び 貯 蔵 品 そ の 他 の 流 動 資 産 貸 倒 引 当 金	21,381,166 14,713,983 488,591 9,399,736 1,989,171 2,658,857 177,625 249,516 249,516 6,417,667 5,234,104 750 850,154 398,051 △65,392 10,521,205 5,313,333 3,915,461 16,260 457,215 327,235 500,062 △8,365	
	<b>固 定 負 債</b> 長 期 借 入 金 退 職 給 付 に 係 る 負 債 ガスホルダー等修繕引当金 繰 延 税 金 負 債 そ の 他 の 固 定 負 債 <b>流 動 負 債</b> 一 年 以 内 に 期 限 到 来 の 固 定 負 債 買 掛 金 未 払 金 未 払 法 人 税 等 賞 与 引 当 金 そ の 他 の 流 動 負 債 <b>負 債 合 計</b>	7,469,143 4,448,496 1,511,977 244,169 1,168,592 95,908 6,311,268 1,005,628 2,191,444 1,457,043 286,745 309,517 1,060,889 13,780,412
	<b>純 資 産 の 部</b>	
	<b>株 主 資 本</b> 資 本 金 資 本 剰 余 金 利 益 剰 余 金 自 己 株 式 そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額 非 支 配 株 主 持 分 <b>純 資 産 合 計</b>	15,250,887 679,500 10,089,669 4,517,476 △35,758 2,742,049 2,707,007 35,041 129,021 18,121,958
<b>資 産 合 計</b>	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	
31,902,371	31,902,371	

## 連結損益計算書

(2019年1月1日から  
2019年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		25,968,491
売上原価		15,381,165
売上総利益		10,587,325
供給販売費及び一般管理費		
供給販売管理費	8,258,760	
一般管理費	1,344,547	9,603,307
営業利益		984,018
営業外収益		
受取利息	685	
受取配当	79,063	
受取貸料	18,508	
受取手数料	31,003	
その他営業外収益	48,017	177,278
営業外費用		
支払利息	38,226	
その他営業外費用	5,086	43,312
経常利益		1,117,984
特別利益		
固定資産売却益	7,567	
その他特別利益	4,126	11,693
特別損失		
固定資産売却損	254	
固定資産圧縮損	1,467	
その他特別損失	1,055	2,777
税金等調整前当期純利益		1,126,900
法人税、住民税及び事業税	397,279	
法人税等調整額	18,812	416,091
当期純利益		710,808
非支配株主に帰属する当期純利益		△6,455
親会社株主に帰属する当期純利益		717,264

## 連結株主資本等変動計算書

(2019年1月1日から  
2019年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			
	資 本 金	資 剰 余 金	利 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 の 有 価 証 券 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	679,500	10,089,669	3,766,277	△35,496	14,499,949	1,897,269	△57,516	1,839,752	
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当			△54,387		△54,387				
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			717,264		717,264				
自 己 株 式 の 取 得				△261	△261				
連 結 範 囲 の 変 動			88,322		88,322				
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						809,738	92,558	902,296	
当 期 変 動 額 合 計	-	-	751,199	△261	750,938	809,738	92,558	902,296	
当 期 末 残 高	679,500	10,089,669	4,517,476	△35,758	15,250,887	2,707,007	35,041	2,742,049	

	非 支 配 分 株 主 持 分	純 資 産 計
当 期 首 残 高	-	16,339,702
当 期 変 動 額		
剰 余 金 の 配 当		△54,387
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益		717,264
自 己 株 式 の 取 得		△261
連 結 範 囲 の 変 動		88,322
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	129,021	1,031,318
当 期 変 動 額 合 計	129,021	1,782,256
当 期 末 残 高	129,021	18,121,958

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ①連結子会社の状況

連結子会社の数

5社

連結子会社の名称

日本海ガス(株)

(株)サプラ

(株)モット日本海ガス

(株)テルサウエイズ

(株)G・テック

連結の範囲の変更

上記のうち、(株)G・テックは、重要性が増したため、持分法を適用していない非連結子会社から連結子会社に変更しております。

##### ②非連結子会社の状況

非連結子会社の名称

(株)北雄ホームサービス他2社

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社3社は、いずれも小規模であり、各社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

①持分法を適用した非連結子会社はありません。

②持分法を適用していない非連結子会社3社（(株)北雄ホームサービス他2社）及び関連会社3社（(株)北陸燃商他2社）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

たな卸資産

移動平均法による原価法

主として製品、原料は総平均法による原価法、仕掛品は個別法による原価法、貯蔵品は移動平均法による原価法（いずれも貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法

但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売掛金等債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権は主として貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ガスホルダー等修繕引当金

球形ガスホルダー等の修繕に要する費用の支出に備えるため、次回修繕見積額について、当連結会計年度までの期間対応額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

②消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(6) 会社計算規則（法務省令第13号）及びガス事業会計規則（通商産業省令第15号）に準じて、連結計算書類を作成しております。

(7) 表示方法の変更に関する事項

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保（工場財団抵当）に供している資産は次のとおりであります。

製造設備	422,889千円
供給設備	9,091,898千円
業務設備	440,734千円
計	9,955,522千円

(2) 担保付債務は次のとおりであります。

1年以内に期限到来の固定負債 36,000千円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 44,619,665千円

### 3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

#### (1) 発行済株式の総数及び自己株式の株式数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
発行済株式 普通株式	11,000,000	—	—	11,000,000
自己株式 普通株式	122,443	965	—	123,408

(注) 自己株式の増加は、単元未満株式の買取り請求によるものであります。

#### (2) 剰余金の配当に関する事項

##### ①当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

2019年3月6日開催の取締役会決議による配当に関する事項

配当金の総額 54,387千円

1株当たりの配当額 5円

基準日 2018年12月31日

効力発生日 2019年3月29日

##### ②当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2020年3月10日開催予定の取締役会決議による配当に関する事項

配当金の総額 76,136千円

1株当たりの配当額 7円

配当の原資 利益剰余金

基準日 2019年12月31日

効力発生日 2020年3月31日

#### 4. 金融商品に関する注記

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については主として短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は、運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。

##### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額 (*1)	時 価(*1)	差 額
(1) 現金及び預金	5,313,333	5,313,333	—
(2) 受取手形及び売掛金	3,915,461	3,915,461	—
(3) 投資有価証券	4,588,982	4,588,982	—
(4) 買掛金	(2,191,444)	(2,191,444)	—
(5) 長期借入金 (*2)	(5,454,124)	(5,514,728)	△60,604

(\*1) 負債に計上されているものについては ( ) で示しております。

(\*2) 長期借入金には1年以内に期限到来の固定負債を含んでおります。

##### (注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引に関する事項

###### (1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

###### (3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券等は取引金融機関から提示された価格によっております。

###### (4) 買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

###### (5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額645,122千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

5. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,666円14銭
(2) 1株当たり当期純利益	65円94銭

6. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 貸借対照表

(2019年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部	負 債 の 部
<b>流 動 資 産</b> 現 金 及 び 預 金 売 掛 金 そ の 他 <b>固 定 資 産</b> 投 資 そ の 他 の 資 産 投 資 有 価 証 券 関 係 会 社 株 式 そ の 他	<b>流 動 負 債</b> 未 払 金 未 払 費 用 未 払 配 当 金 未 払 法 人 税 等 預 り 金 そ の 他 <b>固 定 負 債</b> 繰 延 税 金 負 債 <b>負 債 合 計</b> <b>純 資 産 の 部</b> 株 主 資 本 資 本 金 資 本 剰 余 金 資 本 準 備 金 そ の 他 資 本 剰 余 金 利 益 剰 余 金 そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金 自 己 株 式 評 価 ・ 換 算 差 額 等 そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 <b>純 資 産 合 計</b>
342,997	102,150
233,057	12,934
59,055	60,271
50,885	254
14,680,223	9,891
14,680,223	5,193
4,508,804	13,605
10,171,322	1,168,522
97	1,168,522
	1,270,673
	11,063,958
	679,500
	10,089,669
	335,565
	9,754,103
	330,547
	330,547
	330,547
	△35,758
	2,688,589
	2,688,589
	13,752,548
<b>資 産 合 計</b>	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>
15,023,221	15,023,221

## 損益計算書

(2019年1月1日から  
2019年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		881,796
営 業 費 用		693,317
営 業 利 益		188,478
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1	
受 取 配 当 金	66,527	
雑 収 入	3,192	69,721
営 業 外 費 用		
雑 損 失	98	98
経 常 利 益		258,101
税 引 前 当 期 純 利 益		258,101
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	14,999	
法 人 税 等 調 整 額	△2,095	12,904
当 期 純 利 益		245,197

# 株主資本等変動計算書

(2019年1月1日から  
2019年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							評価・換算差額等			純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	その他の資本剰余金	資本剰余金合計	繰上利益剰余金	利益剰余金合計					
当 期 首 残 高	679,500	335,565	9,754,103	10,089,669	139,737	139,737	△35,496	10,873,410	1,889,951	1,889,951	12,763,361
当 期 変 動 額											
剰 余 金 の 配 当					△54,387	△54,387		△54,387			△54,387
当 期 純 利 益					245,197	245,197		245,197			245,197
自 己 株 式 の 取 得							△261	△261			△261
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									798,638	798,638	798,638
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	190,810	190,810	△261	190,548	798,638	798,638	989,187
当 期 末 残 高	679,500	335,565	9,754,103	10,089,669	330,547	330,547	△35,758	11,063,958	2,688,589	2,688,589	13,752,548

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

#### (2) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

#### (3) 表示方法の変更

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

### 2. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権

59,061千円

短期金銭債務

39,366千円

### 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業収益

881,796千円

営業費用

296,310千円

### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式数

123,408株

### 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金負債の発生の主な原因はその他有価証券評価差額金であります。

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 子会社等

種類	会社等の名称	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	日本海ガス(株)	ガス事業	直接 100.0 %	経営指導 業務の受託 役員の兼任 出向者受入	経営指導料の 受取 ※1	147,000	売掛金	49,368
					業務受託料の 受取 ※1	391,560		
					出向者負担金 ※2	270,513	未払費用	30,089

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

※ 1 経営指導料、業務受託料は、契約に基づき決定しております。

※ 2 出向者負担金は、出向元の給与を基準に双方協議の上、決定しております。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,264円41銭

(2) 1株当たり当期純利益 22円54銭

## 8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2020年3月3日

日本海ガス絆ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 櫻 井 均 ㊞  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 安 田 康 宏 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本海ガス絆ホールディングス株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本海ガス絆ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2020年3月3日

日本海ガス絆ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 櫻井 均 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 安田 康宏 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本海ガス絆ホールディングス株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの第2期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年1月1日から2019年12月31日までの第2期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年3月4日

日本海ガス絆ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 (社外監査役)	市川伸彦	印
社外監査役	細川泰郎	印
社外監査役	麦野英順	印
監査役	村田諭	印

以上

## 議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

議決権の代理行使の勧誘者

日本海ガス絆ホールディングス株式会社  
取締役社長 新田 八郎

議案及び参考事項

### 第1号議案から第6号議案までに共通するご参考事項

当社は、コーポレート・ガバナンス体制を一層強化するため、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）によって新たに創設された「監査等委員会設置会社」に移行したいと考えております。本総会に付議いたします第1号議案から第6号議案は、いずれも当該移行に関連するもので、これらをご提案するにあたり、監査等委員会設置会社の特徴及び当社が監査等委員会設置会社への移行を選択するに至った理由について、ご説明申しあげます。

#### 1. 監査等委員会設置会社の特徴

監査等委員会設置会社では、監査役や監査役会を設置しない代わりに3人以上の取締役から構成され、かつその過半数を社外取締役が占める監査等委員会が設置されます。

監査等委員である取締役は、取締役として取締役会における議決権を有しており、監査等委員でない取締役の選任・解任議案の決定や代表取締役の選定・解職、その他業務執行の意思決定全般（取締役に決定が委任されたものを除く。）に関与します。また、監査等委員会は、他の取締役の選解任や報酬について、株主総会において意見を述べることができる権限もあり、監査等委員・監査等委員会は、監査役・監査役会に比べ、監督機能が強化されております。

一方、監査等委員会設置会社では、取締役の過半数が社外取締役である場合または定款の定めがある場合には、取締役会の決議によって、重要な業務執行の決定の全部または一部を、取締役に委任することができ、業務上の意思決定を迅速に行い、機動的に業務執行することが可能となります。

#### 2. 移行の理由

当社グループを取り巻く経営環境が大きく変化する中、当社グループが持続的に成長し、ステークホルダーの皆さまへ永続的・安定的に価値提供を続けていくためには、経営に対する監督と執行機能の分離を進め、取締役会の監督機能の強化を図ると共に、事業の環境変化に対し、より柔軟かつ機動的に対応できる体制を整備するなど、コーポレート・ガバナンスのさらなる充実が必要であると判断いたしました。

これらを踏まえ、当社は、取締役会の監査監督機能の強化と業務執行における意思決定の迅速化を進めるため、監査等委員会設置会社へ移行することといたしました。

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行い、併せて監査役の責任免除の規定の削除に伴う経過措置として附則を設けるものといたします。

また、迅速な意思決定と機動的な業務執行の実現を目的として、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨の規定の新設を行います。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
1. 取締役会	1. 取締役会
2. <u>監査役および監査役会</u>	2. <u>監査等委員会</u>
3. 会計監査人	3. 会計監査人
第5条～第17条 (条文省略)	第5条～第17条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数) 第18条 当社の取締役は、20名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(選任方法) 第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p style="padding-left: 40px;">2 (条文省略) 3 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数) 第18条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、20名以内とする。</p> <p style="padding-left: 40px;">2 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</p> <p style="padding-left: 40px;">2 (現行どおり) 3 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(補欠の監査等委員である取締役の予選決議の有効期間)</p> <p>第20条 補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>(任期) 第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="padding-left: 40px;">2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会はその決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、必要に応じてその他の役付取締役若干名を選定することができる。</p> <p>第22条～第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会はその決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、取締役会長、取締役社長各1名、必要に応じてその他の役付取締役若干名を選定することができる。</p> <p>第23条～第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の<u>必要</u>があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、<u>取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第25条～第26条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p><u>(員数)</u></p> <p>第29条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p> <p><u>(選任方法)</u></p> <p>第30条 監査役は、株主総会の決議により選任する。</p> <p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(任期)</u></p> <p>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>第27条～第28条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。<u>ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議によって定めるものとする。</u></p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(常勤の監査役)</u></p>	
<p>第32条 <u>監査役会はその決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p>	
<p>第33条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに、各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	(削 除)
<p>2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	
<p><u>(監査役会規程)</u></p>	
<p>第34条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役の報酬等)</u></p>	
<p>第35条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p>	
<p>第36条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	第5章 監査等委員会
(新 設)	<u>(常勤の監査等委員)</u> <u>第31条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u>
(新 設)	<u>(監査等委員会の招集通知)</u> <u>第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の経路を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>
(新 設)	<u>(監査等委員会規程)</u> <u>第33条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>
第6章 計算	第6章 計算
第37条～第40条 (条文省略)	第34条～第37条 (現行どおり)
(新 設)	<u>附 則</u> <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、第2回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</u>

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（10名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）10名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

### 【参考】候補者一覧

氏名	地位、担当及び重要な兼職の状況	
たけ うち しげ かず 武 内 繁 和	社外取締役 武内プレス工業株式会社代表取締役社長	再任 社外
すが の かつ し 菅 野 克 志	社外取締役 高岡ガス株式会社代表取締役社長	再任 社外
い が らし ひろ あき 五 十 嵐 博 明	取締役 株式会社サプラ代表取締役社長	再任
たけ お しん じ 猛 尾 真 次	取締役 株式会社サプラ代表取締役専務	再任
つち や まこと 土 屋 誠	取締役 日本海ガス株式会社代表取締役社長	再任
ひら た じゅん いち 平 田 純 一	取締役 経営管理部長	再任
たき わき とし ひこ 瀧 脇 俊 彦	北日本放送株式会社代表取締役社長	新任 社外
たか はし やす し 高 橋 康 志	三井物産株式会社本店アドバイザー	新任 社外
にっ た よう た ろう 新 田 洋 太 朗	経営管理部長兼人材育成委員会部長 日本海ガス株式会社代表取締役専務	新任
おか もと たけし 岡 本 武	株式会社モット日本海ガス代表取締役社長	新任

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
たけのうち しげかず 武内 繁和 (1958年7月6日生) <b>再任</b> <b>社外</b>	1984年4月 武内プレス工業株式会社入社 1991年6月 同社代表取締役社長(現任) 1997年3月 日本海ガス株式会社社外取締役 2018年1月 当社社外取締役(現任)  (重要な兼職の状況) 武内プレス工業株式会社 代表取締役社長	3,000株
社外取締役候補者とした理由 包装容器製造会社の経営者としての豊富な経験に基づく高い見識が当社の経営に資するところが大きいと判断し、社外取締役候補者としたものであります。		
すがの かつし 菅野 克志 (1965年10月21日生) <b>再任</b> <b>社外</b>	1997年4月 高岡ガス株式会社入社 2005年3月 同社代表取締役社長(現任) 2005年3月 日本海ガス株式会社社外取締役 2018年1月 当社社外取締役(現任)  (重要な兼職の状況) 高岡ガス株式会社 代表取締役社長	1,000株
社外取締役候補者とした理由 ガス会社の経営者としての豊富な経験に基づく高い見識が当社の経営に資するところが大きいと判断し、社外取締役候補者としたものであります。		

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
いがらしひろあき 五十嵐博明 (1954年2月17日生) <b>再任</b>	1972年4月 日本海ガス株式会社入社 2001年3月 株式会社サプラ取締役空調部長 2007年3月 同社常務取締役 2008年3月 同社専務取締役富山支社長兼設備事業部長 2009年1月 日本海ガス株式会社エネルギーソリューション本部長 2009年3月 同社常務取締役エネルギーソリューション本部長 2012年3月 同社専務取締役エネルギーソリューション本部長 2014年3月 同社取締役 2014年3月 株式会社サプラ代表取締役社長(現任) 2018年1月 当社取締役(現任)  (重要な兼職の状況) 株式会社サプラ 代表取締役社長	14,310株
取締役候補者とした理由 長年にわたり、当社及びグループ会社の取締役として要職を歴任し、経営者としての豊富な経験、実績、見識を有していることから、引き続き取締役候補者としたものであります。		
たけおしんじ 猛尾真次 (1962年3月18日生) <b>再任</b>	1984年4月 日本海ガス株式会社入社 2004年3月 同社取締役総務部長 2005年3月 同社取締役供給部長 2012年3月 同社取締役技術本部長 2014年3月 同社常務取締役技術本部長 2017年3月 同社専務取締役技術本部長 2018年1月 当社取締役(現任) 2019年2月 株式会社サプラ代表取締役専務(現任)  (重要な兼職の状況) 株式会社サプラ 代表取締役専務	11,410株
取締役候補者とした理由 当社及びグループ会社の取締役として要職を歴任し、会社経営に関する豊富な経験、実績、見識を有していることから、引き続き取締役候補者としたものであります。		

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
つちやまこと 土屋誠 (1963年9月24日生) <b>再任</b>	1986年4月 日本海ガス株式会社入社 2007年7月 同社エネルギーソリューション本部リビング営業部長 2009年4月 同社エネルギーソリューション本部エネルギー営業部長 2011年3月 同社取締役エネルギーソリューション本部副本部長 2014年3月 同社取締役エネルギーソリューション本部長 2015年3月 同社常務取締役エネルギーソリューション本部長 2018年1月 当社取締役(現任) 2018年2月 日本海ガス株式会社専務取締役エネルギーソリューション本部長 2019年9月 エネシップ株式会社代表取締役社長(現任) 2020年1月 日本海ガス株式会社代表取締役社長(現任)  (重要な兼職の状況) 日本海ガス株式会社 代表取締役社長 エネシップ株式会社 代表取締役社長	10,420株
<b>取締役候補者とした理由</b> 当社及びグループ会社の取締役として長年にわたり経営に携わり、現在は当社の中核グループ会社である日本海ガス株式会社の代表取締役社長を務めております。営業全般に関する豊富な経験と実績を有しており、さらなる事業の拡大に貢献できるものと判断し、引き続き取締役候補者としたものであります。		
ひらたじゅんいち 平田純一 (1963年6月3日生) <b>再任</b>	1987年4月 日本海ガス株式会社入社 2008年4月 同社管理本部総務部長 2011年4月 株式会社モット日本海ガス代表取締役社長 2014年3月 日本海ガス株式会社取締役企画室長 2015年3月 同社取締役企画室長兼管理本部長 2017年3月 同社常務取締役企画室長兼管理本部長 2018年1月 同社常務取締役総務部担当 2018年1月 当社取締役経営管理部長(現任) 2019年3月 日本海ガス株式会社専務取締役総務部担当(現任)	10,200株
<b>取締役候補者とした理由</b> 企画・管理部門を管掌する取締役として、当社グループの事業に精通し、経営全般に関する知見と能力を有し、当社グループの経営統括を担う最適な人物と判断し、引き続き取締役候補者としたものであります。		

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
たき 瀧 わき 脇 とし 俊 ひこ 彦 (1953年10月23日生) <b>新任</b> <b>社外</b>	1977年4月 北日本放送株式会社入社 1995年3月 同社業務局営業部長 2003年6月 同社取締役東京支社長 2007年6月 同社代表取締役専務 営業本部長兼営業本部営業局長 2015年6月 株式会社ケイエヌビィ・イー代表取締役社長 2019年6月 北日本放送株式会社代表取締役社長(現任)  (重要な兼職の状況) 北日本放送株式会社 代表取締役社長	—
社外取締役候補者とした理由 放送会社の経営者としての豊富な経験に基づく高い見識が当社の経営に資するところが大きいと判断し、社外取締役候補者としたものであります。		
たか 高 はし 橋 やす 康 し 志 (1958年12月23日生) <b>新任</b> <b>社外</b>	1981年4月 三井物産株式会社入社 2006年4月 同社米州本部金属資源本部長兼米国三井物産SVP 2008年4月 同社米州本部CAO兼米国三井物産SVP 2010年4月 同社金属資源本部鉄鉱石部長 2011年4月 同社執行役員金属資源本部長 2014年4月 同社常務執行役員豪州三井物産社長 2016年4月 同社専務執行役員米州本部長兼米国三井物産社長 2018年4月 同社本店アドバイザー(現任)  (重要な兼職の状況) 三井物産株式会社 本店アドバイザー	—
社外取締役候補者とした理由 大手総合商社における豊富な経験に基づく幅広い見識を有しており、戦略性のある適切な企業運営の実現に貢献いただけると判断し、社外取締役候補者としたものであります。		

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
にっ 新 た 田 よう 洋 た 太 ろう 朗 (1984年9月14日生) <b>新任</b>	2016年3月 日本海ガス株式会社入社 2016年3月 同社技術本部副本部長兼企画室部長 2018年1月 同社エネルギーソリューション本部営業統括部長 2018年3月 同社取締役エネルギーソリューション副本部長兼営業統括部長 2020年1月 同社代表取締役専務(現任) 2020年1月 当社経営管理部長兼人材育成委員会部長(現任)  (重要な兼職の状況) 日本海ガス株式会社 代表取締役専務	51,150株
<b>取締役候補者とした理由</b> 当社の中核グループ会社である日本海ガス株式会社に入社以来、技術部門、営業部門に従事し、現在は日本海ガス株式会社の代表取締役専務を務めております。豊富な業務経験と経営全般に関する知見と能力を有し、さらなる企業価値の向上に貢献することが期待できることから、取締役候補者としたものであります。		
おか 岡 もと 本 たけし 武 (1963年12月22日生) <b>新任</b>	1987年4月 日本海ガス株式会社入社 2010年4月 同社エネルギーソリューション本部営業統括部長 2015年4月 株式会社モット日本海ガス代表取締役社長(現任)  (重要な兼職の状況) 株式会社モット日本海ガス 代表取締役社長	2,210株
<b>取締役候補者とした理由</b> グループ会社の取締役として長年にわたり経営の指揮を執り、経営全般に関する知見と能力を有し、当社のさらなる企業価値の向上に貢献できる人物と判断し、取締役候補者としたものであります。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 武内繁和、菅野克志、瀧脇俊彦、高橋康志の各氏は、社外取締役候補者であります。
3. 武内繁和、菅野克志の両氏は、現在、当社の社外取締役であります。それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって両氏とも2年2ヶ月であります。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
いちかわ のぶ ひこ 市 川 伸 彦 (1959年1月13日生) 新任 社外	1983年4月 日本開発銀行(現株式会社日本政策投資銀行) 入行 2005年3月 新規事業投資株式会社総務部長(出向) 2008年6月 日本政策投資銀行(現株式会社日本政策投資銀行) 北陸支店次長 2008年10月 株式会社日本政策投資銀行北陸支店次長 2010年6月 協和株式会社常務執行役員(出向) 2012年6月 同社専務執行役員(出向) 2014年6月 同社取締役専務執行役員 2017年3月 日本海ガス株式会社常勤社外監査役 2018年1月 当社常勤社外監査役(現任)	—
監査等委員である社外取締役候補者とした理由 長年にわたる金融機関での豊富な経験に基づく高い見識を有しており、常勤監査役として当社の経営を適正に監査しております。以上の経歴を踏まえ、当社の経営全般に対して監査・監督機能を発揮していただける人材であると判断し、監査等委員である社外取締役候補者としたものであります。		

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
むぎのひでのり 麦野英順 (1957年3月18日生) <b>新任</b> <b>社外</b>	1979年4月 株式会社北陸銀行入行 2013年6月 同行代表取締役会長(現任) 2013年6月 株式会社ほくほくフィナンシャルグループ取締役(現任) 2014年3月 日本海ガス株式会社社外監査役 2018年1月 当社社外監査役(現任)  (重要な兼職の状況) 株式会社北陸銀行 代表取締役会長 株式会社ほくほくフィナンシャルグループ 取締役	—
監査等委員である社外取締役候補者とした理由 金融機関の経営者としての豊富な経験に基づく高い見識を有しており、当社の経営全般に対して客観的かつ高度な視点から監査・監督機能を発揮していただける人材であると判断し、監査等委員である社外取締役候補者としたものであります。		
むらたさとし 村田諭 (1958年12月18日生) <b>新任</b>	1981年4月 日本海ガス株式会社入社 2007年7月 同社管理本部経理部長 2012年4月 同社管理本部総務部長兼経理部長 2015年3月 株式会社サプラ監査役(現任) 2015年3月 日本海ガス株式会社監査役(現任) 2018年1月 当社監査役(現任)	5,420株
監査等委員である取締役候補者とした理由 長年当社の経理業務に携わり、財務及び会計に関する豊富な経験と実績を有しており、また、当社の監査役としてその職責を十分に果たしていることから、監査等委員である取締役候補者としたものであります。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 市川伸彦、麦野英順の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 市川伸彦、麦野英順の両氏は、現在、当社の社外監査役であります。それぞれの社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって両氏とも2年2ヶ月であります。

#### 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
いまむら 今村 元 (1955年11月19日生)	1984年4月 弁護士登録 1994年4月 富山県弁護士会副会長 1998年1月 今村法律事務所代表(現任) 2007年4月 富山県弁護士会会長  (重要な兼職の状況) 今村法律事務所代表	—
補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由 今村元氏は弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有すると共に、企業法務にも精通しており、これらを当社の経営全般に対する監査・監督に活かしていただきたいため、監査等委員である社外取締役候補者としたものであります。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 今村元氏は、補欠の社外取締役候補者であります。

#### **第5号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2019年3月28日開催の第1回定時株主総会において、年額240百万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、引き続き年額240百万円以内とさせていただきたいと存じます。

なお、当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は10名（うち社外取締役3名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと、10名（うち社外取締役4名）となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

#### **第6号議案** 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額40百万円以内とさせていただきたいと存じます。

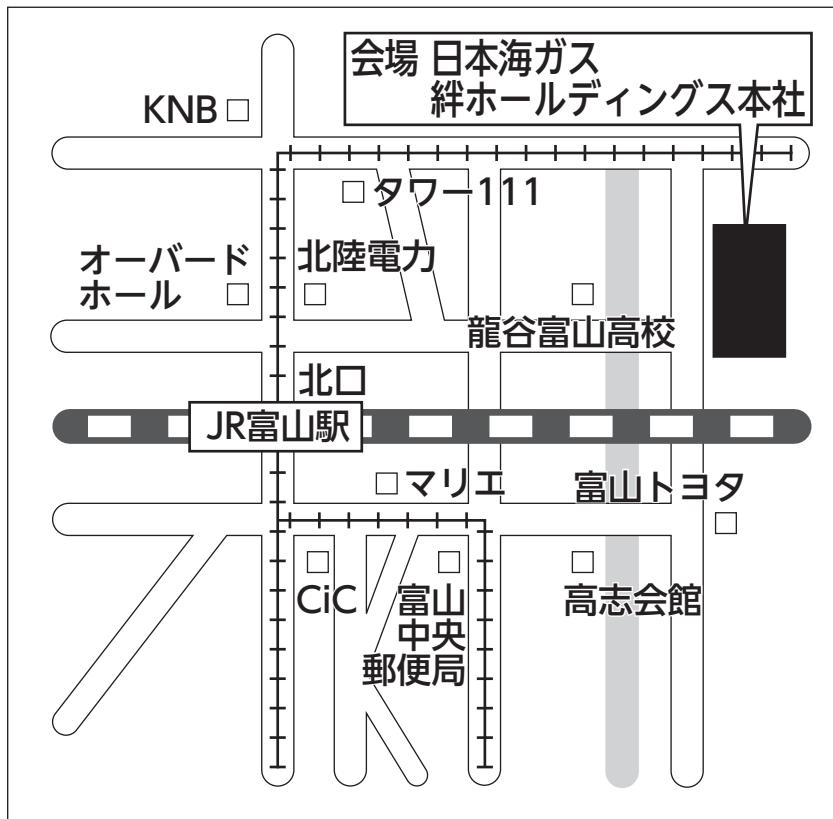
本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと3名となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場 富山市城北町 2 番36号  
本社 東館 2階会議室  
電話 076-433-1212 (総務広報グループ直通)



交通 J R 富山駅北口より徒歩約10分



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。